

1. 件名：電気事業連合会及び原子力エネルギー協議会（ATENA）で扱う保障措置に係る業務に関する面談
2. 日時：令和元年5月28日（火）13：30～14：05
3. 場所：原子力規制庁 6階大会議室
4. 出席者
原子力規制庁
放射線防護グループ 放射線防護企画課 保障措置室
石井首席査察官、中島制度設計専門官、筒井室長補佐、佐藤室長補佐、河本査察専門職
電気事業連合会 原子力部 副部長 他1名
原子力エネルギー協議会 副部長

5. 要旨

- (1) 平成31年4月24日開催の平成31年度第5回原子力規制委員会における「議題（1）第8回主要原子力施設設置者（被規制者）の原子力部門の責任者との意見交換会を受けて一原子力エネルギー協議会（ATENA）について一」に関し、電気事業連合会及びATENAから、これまで電気事業連合会を窓口としていた保障措置に係る業務がATENAに移管されるが、ATENA内での情報共有の範囲や手段などの情報管理を適切に行うこととしている旨の説明を受けた。
- (2) 本日の面談を踏まえて、保障措置に係る原子力発電所関連の共通的な課題の窓口は、ATENAとする旨、確認を行った。

6. 配付資料

- ・原子力エネルギー協議会（ATENA）について
- ・自律的かつ継続的な安全性向上の取り組みの定着に向けた ATENA の活動状況について